

ID: 182

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定
法令名称 根拠条項	消防法 第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)
法令番号	昭和23年法律第186号
【基準】 法第8条の2の3第1項の規定による。 第8条の2の3 消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。 (1) 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。 (2) 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。 イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。 ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。 ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。 ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。 (3) 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。 消防法施行規則第4条の2の8第1項の規定による。 (防火対象物点検の特例) 第4条の2の8 法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準は、同条第2項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。 (1) 第4条の2の6第1項に規定する基準に適合していること。 (2) 前号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていること。 (3) 法第17条の3の3の規定を遵守していること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認		
法令名称 根拠条項	消防法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第10条第1項ただし書の規定による。 第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設設置・変更の許可		
法令名称 根拠条項	消防法 第11条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条第1項から第4項までの規定による。 第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 (1) 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長 (2) 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事 (3) 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長 (4) 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣) 2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第4項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。 3 総務大臣は、移送取扱所について第1項第4号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。 4 関係市町村長は、移送取扱所についての第1項第4号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	設置30日 変更20日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185
担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設の完成検査		
法令名称 根拠条項	消防法 第11条第5項前段		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条第5項の規定による。 第11条 5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 危険物の規制に関する政令第8条第1項から第3項までの規定による。 (完成検査の手続) 第8条 法第11条第5項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。 2 市町村長等は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。 3 市町村長等は、完成検査を行つた結果、製造所にあつては第9条及び第20条から第22条まで、貯蔵所にあつては第10条から第16条まで及び第20条から第22条まで、取扱所にあつては第17条から第19条まで及び第20条から第22条までにそれぞれ定める技術上の基準(法第11条の2第1項の検査(以下「完成検査前検査」という。)に係るものを除く。)に適合していると認めたときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186
担当部署: 消防本部

処分の概要	仮使用の承認		
法令名称 根拠条項	消防法 第11条第5項後段		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条第5項の規定による。 第11条 5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設の完成検査前検査		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条の2第1項の規定による。 第11条の2 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第5項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「特定事項」という。)が第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188
担当部署: 消防本部

処分の概要	予防規程の認可、変更認可		
法令名称 根拠条項	消防法 第14条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第14条の2第1項及び第2項の規定による。 第14条の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。 2 市町村長等は、予防規程が、第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: 消防本部

処分の概要	定期保安検査		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の3第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第14条の3第1項の規定による。 第14条の3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号) 参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 消防本部

処分の概要	臨時保安検査		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の3第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第14条の3第2項の規定による。 第14条の3 2 政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 消防本部

処分の概要	完成検査済証の再交付		
法令名 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条第4項		
法令番号	昭和34年政令第306号		
【基準】 政令第8条第4項の規定による。 （完成検査の手続） 第8条 4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 消防本部

処分の概要	保安検査時期の変更		
法令名称 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条の4第2項ただし書		
法令番号	昭和34年政令第306号		
【基準】 政令第8条の4第2項ただし書の規定による。 (保安に関する検査) 第8条の4 2 法第14条の3第1項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第14条の3第1項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。 政令第8条の4第2項ただし書中「総務省令で定める事由」 危険物の規制に関する規則 (保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由) 第62条の2 令第8条の4第2項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 災害その他非常事態が生じたこと。 (2) 保安上の必要が生じたこと。 (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。 (4) 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。 2 前項第3号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。 (1) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い (2) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い (一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。) (3) 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い(当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。)			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1653-2

担当部署: 消防本部

処分の概要	罹災証明書の交付		
法令名称 根拠条項	災害対策基本法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第90条の2の規定による。 (罹災証明書の交付) 第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 総務課 消防本部		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日